

御利用者様各位

長野県工業技術総合センター

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

令和5年10月1日から導入される消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）への対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

氏名又は名称	長野県
登録番号	T1-0000-2020-0000
本店又は主たる事務所の所在地	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
登録年月日	令和5年10月1日

【適格請求書（納入通知書等）の交付について】

設備を御利用いただく場合等に交付する納入通知書等について、令和5年10月1日発行分より、適格請求書として必要な記載事項（登録番号や適用税率など）を印字する予定です。

（インボイス制度への対応に関する問合せ先）	
担当	総務部門
電話	026-226-2812